

小委員会の設置について

平成21年12月24日
官民競争入札等監理委員会

1. 設置の趣旨

官民競争入札等の対象事業の検討、地方公共団体における官民競争入札等の導入促進の検討、実施要項案や法第7条第8項に基づく評価案の審議等に当たって、委員間の議論の充実を図るため、議題に応じて次の小委員会を随時、開催できるものとする。ただし、議を経るに際し異議はないとする機関決定は、官民競争入札等監理委員会において行う。

2. 位置付け

監理委員会令第1条に基づき内部組織として置かれる部会ではなく、第7条に基づき、委員会の円滑な運営を図るために、委員長が委員会に諮って開催する事実上の会合とする。なお、廃止の手続は特に取らないこととする。

3. 小委員会の構成及び任務

(1) 小委員会は、委員全員により構成される。ただし、小委員会ごとに担当委員を置くものとし、委員長が指名する。

① 公共サービス改革小委員会

国の行政機関等における官民競争入札等の対象事業の調査検討

② 地方公共サービス小委員会

地方公共団体における官民競争入札等の導入促進のための調査検討

③ 入札監理小委員会

実施要項案の策定及び法第7条第8項に基づく評価案に関する調査検討

(2) 委員は、担当委員であるか否かにかかわらず、会議に出席し、議事に参加することができる。

(3) 各小委員会には主査を置くものとし、委員長が担当委員のうちから指名する。また、主査以外の担当委員は副主査とする。

(4) 各小委員会は、主査が招集する。

(5) 主査は、議論の対象となる専門の事項を調査させるため、専門委員を出席させることができる。

4. 小委員会の運営

(1) 各小委員会の公開については、監理委員会及び部会の例に準ずる。

(2) 各小委員会は、その検討に際し、事務局及び当該対象公共サービスの所管府省等に必要な資料の作成・提出等を求め、効果的な議論を進めるものとする。